

09 厚生労働省 地域再生第11次 再検討要請回答

|               |   |          |         |
|---------------|---|----------|---------|
| 管理コード         | 090060                                      | プロジェクト名  |         |
| 要望事項<br>(事項名) | 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金により整備した施設の転用に関する承認基準の緩和 | 都道府県     | 愛知県     |
|               |   | 提案事項管理番号 | 1014010 |
| 提案主体名         | 豊川市民病院                                      |          |         |

|             |  |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 厚生労働省  |
| 該当法令等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</li> <li>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令</li> <li>○厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</li> </ul>   |
| 制度の現状       | <p>補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。</p> <p>転用の場合</p> <p>次の条件をすべて満たす場合</p> <p>ア 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること</p> <p>イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設(国庫補助の対象であるものに限る)への転用の必要性が認められること</p> <p>ウ 転用前の施設の利用者の処遇が低下しないこと</p> |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容     | <p>経過年数10年未満の保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金により整備した精神病床について、救急入院患者の安定的な受入れのため一般病床に転用した場合は、当該国庫補助金の返還を要しない。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(以下「国庫補助金」)により整備した精神病床(経過年数10年未満)について、救急入院患者の安定的な受入れのため一般病床に転用した場合、当該国庫補助金の返還を要しないよう提案する。</p> <p>豊川市民病院においては、隣接する医療圏からの医療依存度も高いことなどから、一般病床が慢性的に満床状況にあり、救急入院患者の受入れに苦慮している。他方、精神病棟は整備後約1年が経過しているが、早期退院支援の促進により精神病棟2棟のうち1棟を一般病床に転用した場合においても、精神医療には支障が生じない状況である。そこで、精神病床を一般病床に転用することを検討しているが、当該精神病棟は国庫補助金により整備されたものであり、転用する場合は国庫納付に関する条件が付されることとなる。</p> <p>転用については、地域再生法の認定制度等に基づく特別措置中、「保健衛生施設等の有効活用【A0904】」において、「公共性のある施設(国庫補助の対象であるものに限る)への転</p> |

用の必要性」がある場合、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うこととされているが、国庫補助の対象外である一般病床への転用の場合でも「公共性のある施設」とみなし、補助金相当額の国庫納付が不要となるよう要望するものである。

上記は、近年中に当院が目指す3次救急病院の指定に向けた体制整備に必要な措置であり、また、地域包括ケアシステムの構築を目指す愛知県のモデル事業である「豊川市在宅医療連携拠点事業」における在宅療養者の症状急変時の中心的な受入病院として、入院患者の安定的受入が可能となる、地域再生に資する提案である。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答   | 措置の分類 | C | 措置の内容 | IV |
|--|-------|---|-------|----|
| <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、補助金等の交付を受けて取得した財産を処分する場合は、厚生労働大臣等の承認が必要であるが、地域再生計画に掲げられた財産処分については、補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、例外的に、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱い、補助金相当額の国庫納付は不要としている。</p> <p>ただし、地域再生計画の同意にあたっては、一定の条件を付しており、例えば転用の場合は、公共性のある国庫補助対象の施設への転用に限ることとしている。この条件は、補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限のものであり、これ以上の要件緩和については考えていない。</p> <p>なお、本件では、補助金の交付を受けて財産を取得してからわずか1年で、その財産を交付の目的に反して使用しようとしており、補助金の執行の適正性について疑義が生じるものである。</p> |       |   |       |    |

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

|             |             |   |             |    |
|-------------|-------------|---|-------------|----|
| 再検討要請       |             |   |             |    |
| 提案主体からの意見   |             |   |             |    |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し | IV |